

マイナポイントの第三者への誤付与事案について

令和4年10月12日（水）、本市において申込者本人のマイナンバーカードに第三者の決済サービスが紐付き、本人が将来受け取るべきポイントが第三者に付与される事案が発生しました。

これは、市民課窓口におけるマイナポイント手続支援端末の操作時のログアウト漏れにより発生したものであり、関係者の方に多大なるご迷惑をおかけしたこと、またマイナンバーカード事業の信用性を失うような事態を招いたことを深くお詫び申し上げます。

今後、同様の事案が発生しないよう再発防止策の徹底を図ってまいります。

1. 事案の概要

- ・ 市役所の市民課窓口において、申込者本人のマイナポイント手続支援端末を操作する際、一旦ログアウトし、次の申込者の手続を開始するべきところを、ログアウト漏れにより、本人が将来受け取るべきポイントを第三者の決済サービスに付与してしまったもの。
- ・ 誤って付与したマイナポイントは、健康保険証としての利用申込みによる7,500円分のポイント
- ・ 本来受け取るべき本人と、誤って付与してしまった第三者の方の双方に謝罪を行い、誤って付与してしまった第三者の方からポイント相当分を返還いただき、本来受け取るべき本人への払い込み手続を行った。

2. 再発防止策

- ・ 職員に対し、申込み手順を再度徹底するよう注意喚起を行った。
- ・ 操作は原則として申込者本人に行っていただくこと、マイナポイント手続支援端末による各種申込みで申込者が変わった際には確実にログアウトすること、ログインしている方の氏名確認を確実に行うこと、を徹底する。

問合せ 市民環境部 市民課 担当:山内・相澤
TEL 0965-33-4110